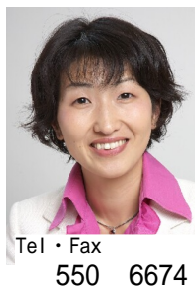


たばたあずみ



Tel・Fax
550 6674

山根とみえ



Tel・Fax
550 4224

戸沢ひろゆき



Tel・Fax
558 9721

9月議会

これでいいの？ こども・子育て支援法関連条例

9月議会では、国が進めている子ども・子育て支援新制度を受けた関連条例案6件が審議されました。これらの条例の目的は待機児童の解消と保育の質の向上とされており、そのこと自体は日本共産党あきる野市議団も求めてきたことです。また、これまで法的な定めがなかった学童クラブや保育ママに基準をつくることも必要ですが、問題の本質は、これらが本当にこどもたちの安全と豊かな育ちを保障するものになっているかどうかです。

日本共産党市議団は、こうした視点で審議に臨み、家庭的保育等の基準を定める条例と保育料の上乗せ徴収の条例について反対しました。他会派は、討論もなく、すべて賛成しました。

以下、たばた議員の反対討論全文を紹介します。

議案第30号 あきる野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に対する反対討論

2014年9月25日

本条例案については、これまでなかった基準を作り、待機児の解消を図ろうとしたことは評価しますが、その内容は、残念ながら安心して子どもを預けられるようなものになっているとは言えません。

一番の問題は、保育士資格の軽視です。2013年、保育園での子どもの死亡事故は、認可保育所で4件、保育士資格者が3分の1でよいとされている認可外保育所では15件でした。入所児童数で換算すると認可外保育所では45倍の確率で死亡事故が起きているのです。

特に家庭的保育と小規模保育C型、居宅訪問型保育は、保育従事者がだれも保育士の資格を持っていなくてもいいとされています。研修なども努力義務に過ぎません。

ベビーシッターによる事件も起きています。本条例案で、こうした事件を回避できるでしょうか。

また、家庭的保育や小規模保育は、設置する階の規定もないため、マンションの上層階でも設置できます。火災などの非常時、少ない人員で、複数のこどもを、エレベーターも使わずに安全に避難させることができるのでしょうか。

食事の提供は、施設内で作る場合は調理員が作りますが、調理や保育の専門知識は求められていません。アレルギーの対応や離乳食など、個々の事例に的確に対応できるのでしょうか。

外部搬入の場合の条件は細かく規定されていますが、3歳未満児の食事は現行認可基準では自園調理です。事業者の拡大を目的に、安易に引き下げるべきではありません。

しかも外部搬入の場合は調理員を置く必要もなく、温め直しや盛り付けなど保育従事者が一人で行うこととなります。動き回り、トラブルも起こす複数の子どもたちを、毎日8時間もの間、たったひとりでトイレ休憩もなく、目を離さずにいることができるでしょうか。

待機児童の解消が目的である以上、長期にわたる利用が想定されます。こどもがどんなに少なくとも、保育者は資格を持った者であるべきで、2人以上必要です。

児童福祉法1条2項は「全て児童は、等しくその生活を保障され、愛護されなければならない」としています。認可基準の時点でこれほどの格差があることは、本法にも触れるのではないのでしょうか。

認可保育園の増設が困難だとする当市の行政が、待機児解消の担い手として家庭的保育や小規模保育に期待するところも理解できます。しかし、だからこそ、最低でも現行の認可保育園に劣らないよう、条例を丁寧にするべきであり、子どもの育ちや安全を置き去りにする言い訳にはなりません。



保育施設を作る場合、そこにわが子・わが孫を預けたいと思うか、自分が事業者であったら、この規定で安全に子どもを預かることができるかどうかを判断基準にすることができます。みなさんは、この条例案に沿ってつくられた施設に、だいじなお子さんを預けますか？

わたしたちは国の基準に沿っているだけの現在の内容では、将来参入する事業者次第で重大な事故が起こる可能性があると考えます。したがって、本条例案は到底認めることはできないということを申し述べ、本議案に対する反対討論といたします。

裏に続く

議案31号 あきる野市特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例についての反対討論

2014年9月25日

本条例の目的は、待機児解消と保育の質の向上とことです。保育士の処遇改善が盛り込まれていることは評価できます。

一方で、保育料に上乗せ徴収が可能になりますが、上乗せ徴収の内容を見ると、規定以上の保育者の配置や平均を上回る設備設置などのためとされています。これらは本来、保育の質の向上のために当然行われるべきことです。



特に当市では、保育に関して国の最低基準以上の規定もありません。そもそも国の最低基準は、そこにとどまるべき性質のものではなく、常に向上を目指さなくてはならないものです。向上の責任を負っているのは自治体と施設であり、保護者ではありません。

保護者が、よりよい保育を求めて保育園等に改善要求をすると、上乗せ徴収が引き換え条件に出てくるというのは、保育の格差が広がるばかりです。

子ども・子育て制度の目的が、待機児の解消と保育の質の向上であることを考えれば、保護者負担を上乗せ徴収するのは筋違いです。自治体が支援し、質の向上を進めるべきです。

以上の理由から、本議案については賛成できません。

ほかに学童クラブの基準を定めた条例案が審議されました。これらについては、これまでの1～4年生から6年生までに対象が広がるため、賛成しました。

しかし、学童クラブを拡大するために児童館をなくしていく方針が出されていることについては、審議のなかで、児童館と学童クラブの設置趣旨の違いを述べ、現行の児童館を学童クラブとするのであれば、ほかに児童館を設けるべきと主張しました。

問題を含んだまま条例は成立しましたが、今後、こどもたちに安心の保育を提供できるよう、条例改正や運用での改善を求めています。

12月議会の日程

11月

19日（水）請願・陳情締め切り

27日（木）本会議 議案審議

12月

2日（火）一般質問

3日（水）一般質問

4日（木）一般質問

9日（火）総務委員会

10日（水）環境建設委員会

11日（木）福祉文教委員会

18日（木）本会議 委員長報告・追加議案審議

開会は基本的に9：30です。
お気軽に傍聴においでください。



法律相談

11月27日（木） 13時半～15時

予約が必要です。市議団までご連絡ください。